

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改 正 案

現 行

(第一種特定化学物質)

第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。

一～三十四 (略)

三十五 ペルフルオロオクタン酸関連物質（次に掲げる化学物質をいう。以下同じ。）

イ (略)

ロ 三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九
・九・十・十・十一へプタデカフルオロデカンーーーー
ル（別名八・二フルオロテロマーアルコール）

ハ (略)

三十六 ペルフルオロ（ヘキサンーーースルホン酸）（別名P
F H x S）若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であつて、炭素数が六のものに限る。次号において同じ。）又はこれらの塩（以下「P F H x S 若しくはその異性体又はこれらの塩」という。）

三十七 ペルフルオロ（ヘキサンーーースルホン酸）関連物質（（トリデカフルオロアルキル）スルホニル基（炭素数が六のものに限る。）又は「（トリデカフルオロアルキル）スル

(第一種特定化学物質)

第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。

一～三十四 (略)

三十五 ペルフルオロオクタン酸関連物質（次に掲げる化学物質をいう。以下同じ。）

イ (略)

ロ 三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九
・九・十・十・十一へプタデカフルオロデカンーーーー
ル（別名八・二フルオロテロマーアルコール。以下「八・
二フルオロテロマーアルコール」という。）

ハ (略)

三十六 ペルフルオロ（ヘキサンーーースルホン酸）（別名P
F H x S）若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であつて、炭素数が六のものに限る。）又はこれらの塩（以下「P F H x S 若しくはその異性体又はこれらの塩」という。）

ハ (新設)

「フィニル」オキシ基（炭素数が六のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロ（ヘキサン一一スルホン酸）又はペルフルオロ（アルカンスルホン酸）を生成するものとして厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める化学物質をいう。以下同じ。

三十八 二一（二H一一・二・三一ベンゾトリアゾール一一イル）一四・六一ジ一ターシヤリ一ベンチルフェノール（別名UV一三二八。第七条の表二十二の項において「UV一三二八」という。）

三十九・四十（略）

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項第三十五号ハ又は第三十七号の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、第十一条の表の上十一条の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条に規定する機関をいう。）の意見を聴くものとする。

（第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品）
第七条 法第二十四条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品（日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。）とする。

三十七 二一（二H一一・二・三一ベンゾトリアゾール一一イル）一四・六一ジ一ターシヤリ一ベンチルフェノール（別名UV一三二八。第七条の表二十一の項において「UV一三二八」という。）

三十八・三十九（略）

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項第三十五号ハの厚生労働省令、経済産業省令、環境省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、第十一条の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条に規定する機関をいう。）の意見を聴くものとする。

（第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品）
第七条 法第二十四条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品（日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。）とする。

二十二 UV—三二一	二十一 ロ(ヘキサン—一 —スルホン酸) 関 連物質	二十二 ペルフルオ ロ(ヘキサン—一 —スルホン酸) 関	二十三 （略）	第一種特定化学物質 品
（略）	一 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 二 金属の加工に使用するエッヂ グ剤 三 半導体の製造に使用するエッヂ ング剤 四 メッキ用の表面処理剤及びその 調製添加剤 五 半導体の製造に使用する反射防 止剤 六 半導体用のレジスト 七 はつ水剤、はつ油剤及び纖維保 護剤 八 消火器、消火器用消火薬剤及び 泡消火薬剤 九 はつ水性能又ははつ油性能を与 えるための処理をした衣服 十 はつ水性能又ははつ油性能を与 えるための処理をした床敷物	（新設）	（新設）	（略）

二十一 UV—三二一		二十二 （略）	第一種特定化学物質 品
（略）		（新設）	（略）

		八
二十三 デクロラン プラス	(略)	
1・2 (略) (経過措置)	附 則	
3 法第二十五条の政令で定める用途は、次の表の上欄に掲げる期日までの間、同表の中欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる用途とする。		

		八
二十二 デクロラン プラス	(略)	
1・2 (略) (経過措置)	附 則	
3 法第二十五条の政令で定める用途は、次の表の上欄に掲げる期日までの間、同表の中欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる用途とする。		

三日 令和七年十二月	期日	
ル 八・二フルオロ テロマーアルコ	第一種特定化学 物質	
十一ヘプタデカフルオ 八・九・九・十・十・ 八・六・六・七・七・ 六・三・四・四・五・五・ 八・	用途 穿刺若しくは切開を伴 う方法又は人の体内に 植え込む方法で用いら れる医療機器の製造に 使用する合成樹脂の原 料となる一「(三・	

4 法第二十八条第二項の政令で定める製品は、当分の間、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。

（略）			
（略）			
（略）			

4 法第二十八条第二項の政令で定める製品は、当分の間、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。

（新設）	（略）	（略）	（略）
（新設）	（略）	（略）	（略）